

納税証明書 必要書類等

申請者	必要書類等
納税義務者【個人】 ※生計を一にする同居の親族を含む。	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
納税義務者【法人】 ※代表者が来庁	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)代表者の本人確認書類※ ¹ (3)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
納税義務者【法人】 ※従業員等が来庁	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ ²) (2)申請者(従業員等)の本人確認書類※ ¹ (3)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
代理人【個人】	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ ³) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
代理人【法人】 ※納税義務者等が法人に委任し、当該法人の従業員等が来庁	(1)納税義務者等から法人への委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた法人の記載が必要です※ ²) (3)申請者(従業員等)の本人確認書類※ ¹ (4)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
代理人【司法書士等事務所】 ※納税義務者等が司法書士等の事務所に委任し、当該事務所の事務員等が来庁	(1)納税義務者等から司法書士等への委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた司法書士等の記載が必要です※ ⁴) (3)申請者(事務員等)の本人確認書類※ ¹ (4)証明手数料(1税目・1年度につき450円) ※以下の申請もご確認いただき、各必要書類を添付してください。
相続人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)所有者の死亡・相続関係が確認できる書類※ ⁵ (戸籍謄本・遺産分割協議書等) (4)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
相続財産管理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)相続財産管理人に選任されたことが確認できる書類※ ⁵ (相続財産管理人選任の審判書謄本等) (4)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
包括受遺者・ 遺言執行者	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)遺言書(公正証書によらない場合は、遺言書情報証明書 又は 家庭裁判所の発行する検認済証明書も必要。)※ ⁵ (4)遺言執行者選任審判書(家庭裁判所から選任された場合のみ) (5)証明手数料(1税目・1年度につき450円)
納税管理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ ¹ (3)証明手数料(1税目・1年度につき450円)

納税証明書 必要書類等

申請者	必要書類等
成年後見人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※1 (3) 登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する 審判書謄本及び審判の確定証明書 (4) 証明手数料 (1税目・1年度につき450円)
保佐人、補助人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※1 (3) 登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する 審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明書の請求権の記載があるものに限る。 (4) 証明手数料 (1税目・1年度につき450円)
破産管財人、精算人等の 法定代理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※1 (3) 選任されたことを明らかにできる書類 例) 選任を証する裁判所からの書面 資格証明書 登記事項証明書 (4) 証明手数料 (1税目・1年度につき450円)

※1: 運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証 など

※2: 申請書の委任状欄は、別途委任状(法人から従業員へ)の添付がある場合は、記載不要です。

※3: 申請書の委任状欄は、別途委任状の添付がある場合は、記載不要です。

※4: 申請書の委任状欄は、補助者証、事務員証又は使者である旨を記載した文書(使者差向書)の添付がある場合は、記載不要です。

※5: 既に釧路市に届出等をしており、釧路市でその内容が確認できる場合は、不要です。